

令和7年度浄化槽設置整備事業補助金の申込みについて

住居の新築・増改築やトイレの水洗化などで、合併処理浄化槽の設置を計画されている方は、以下のとおり補助金の申込みを受け付けますので、必ず申請者本人（またはご家族の方）がお越しの上、補助金の申請手続きをしてください。

- 申請受付期間 …… 令和7年4月1日（火）～11月28日（金）
- 申請受付場所 …… 御坊市役所 2階 市民環境課（TEL0738-23-5500）
- 補助予定基数 …… 70基
- 補助金額

建物種類		人槽区分	浄化槽設置	補助金額		配管工事
				単独処理浄化槽	槽撤去費又は雨水貯留槽転換 くみ取便槽	
専用住宅 又は 併用住宅	5人槽	330,000円	(撤去) 120,000円 (転換) 90,000円	(撤去) 90,000円 (転換) 対象外	300,000円	
	6～7人槽	414,000円				
	8～50人槽	546,000円				
飲食店 又は 民宿等	11～50人槽	546,000円				

<配管工事費補助金について>

専用住宅または併用住宅に設置されている単独処理浄化槽・くみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、生活排水を浄化槽に流入及び浄化槽で処理した水を放流するために必要な工事（放流ポンプ槽の設置及び山留工事を含む。）に対する費用も補助対象となります。**（補助申請者が飲食店または民宿等は対象外）**

<槽撤去費補助金について>

合併処理浄化槽の設置に際し、同一敷地内に埋設されている単独処理浄化槽・くみ取便槽の撤去を伴う場合は、撤去に要する費用も補助対象となります。**（飲食店または民宿等も対象）**

<雨水貯留槽転換費補助金について>

合併処理浄化槽の設置に際し、同一敷地内に埋設されている単独処理浄化槽の雨水貯留槽への転換を伴う場合は、転換に要する費用も補助対象となります。**（飲食店または民宿等も対象）**

- ※ 申請受付期間内に申請書類を提出されないと、本年度の補助金を受けることができません。
- ※ **申込みについては先着順とし、上記期間中でも、補助金の総額が予算額に達した時点で申込みを打ち切る場合があります。**

1. 補助を受けられる要件について

<専用住宅・併用住宅の場合>

- 御坊市に住民登録をして居住している者、または住民登録をして居住することを確約できる者
- 申請者が自ら居住する住宅であること。**（併用住宅は住宅部分の延床面積が全体の2分の1以上）**

<飲食店・民宿等の場合>

- 単独処理浄化槽・くみ取便槽から合併処理浄化槽へ転換する御坊市内の個人経営の飲食店・民宿等であること。
- 飲食店は、食品衛生法第55条に基づく飲食店営業の許可を受けている施設であること。
- 民宿等は、旅館業法第3条に基づく営業の許可を受けている施設であること。

【裏面に続く】

<注意事項>

- 合併処理浄化槽が設置された家屋等に居住し、かつ、自ら居住する家屋等の新築、建替え又は増改築する者は対象外となります。(賃貸住宅居住者が家屋等を新築し、転居する場合・分家独立して家屋を新築する場合を除く。)
- 公共下水道事業、農業集落排水事業の認可を受けた地域への設置は対象外となります。
- 申請後、市が現場立会いをするまで、浄化槽の埋設工事を行わないでください。
- 令和8年1月末までに浄化槽を埋設し、3月31日までに実績報告書を提出してください。
- その他『御坊市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』によります。

2. 補助金の流れについて

